Ⅰ 高等学校の種類と学習内容

（１） 公立高等学校と私立高等学校の違い

高等学校は、設置者により公立と私立があります。滋賀県内の公立は県が設置者となります。私立は民間の学校法人が設置者です。

（２）学年制と単位制の違い

「学年ごとの区切り（進級判定）があるかどうか」です。

学年制	学習する教科・科目が学年ごとに定められており、その学習成果が認められると単位が与えられ、次の学年に進級する制度です。 全日制は３年、定時制は４年(一部は３年）を修了すると卒業が認められます。
単位制	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高等学校です。 学年の区別がなく、自分のペースで学習に取り組むことができたり、自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に応じた科目を選択し学習などできます。

文部科学省HP参照

（３）教育課程の違い

高校の卒業資格に違いはありません。

学習時間や学習方法などの違いで次の教育課程に分かれます。

Ⅰ.全日制	**（修業年限３年）**
Ⅱ.定時制	**（修業年限３年以上）**
Ⅲ.通信制※	**（修業年限３年以上）**

※通信制には、３以上の都道府県において生徒募集を行う広域通信制と、
それ以外の狭域通信制の学校があります。

Ⅰ 全日制

１普通科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語(英語)等の共通教科・科目を中心に学習します。

２専門学科

普通教科の学習以外に専門的な知識・技術（農業、工業、商業、理数、音楽等）を身に付けることができます。

３総合学科

一人ひとりの生徒の希望によって学びたい科目を自分で選択し、普通科目も専門科目も総合的に学習します。

Ⅱ 定時制

○ 定時制（昼間）と定時制（夜間）があり、働きながら勉強している人もいます。

○ 必要な単位を修得すれば、３年間で高等学校卒業資格を得ることも可能です。

Ⅲ 通信制

○ 自宅等で自学自習し、レポート（課題提出）を提出し、面接指導（スクーリング）、テストを受けます。

○ ３年以上在学して、必要な単位を修得すると高等学校卒業の資格が得られます。

○ 通信制高校は、「広域通信制高校」と「狭域通信制高校」がありますが、取得できる高校卒業資格の違いはありません。

	広域通信制高校	狭域通信制高校
入学可能な都道府県	３都道府県以上	学校所在地の都道府県と隣接する１都道府県
学校形態	私立のみ	公立および私立